

J A S規格の制定並びに確認、改正及び廃止に係る法令

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（J A S法）（昭和25年法律第175号）（抄）

（定義等）

第2条 この法律で「農林物資」とは、次の各号に掲げる物資をいう。ただし、酒類並びに薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び化粧品を除く。

一 飲食料品及び油脂二 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（前号に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの

2 この法律で「規格」とは、農林物資の品質（その形状、寸法、量目又は荷造り、包装等の条件を含む。以下同じ。）についての基準及びその品質に関する表示（名称及び原産地の表示を含み、栄養成分の表示を除く。以下同じ。）の基準をいう。

3 この法律で「日本農林規格」とは、第七条の規定により制定された規格であつて、次に掲げる農林物資の品質についての基準を内容とするものをいう。

一 品位、成分、性能その他の品質についての基準（次号及び第三号に掲げるものを除く。）

二 生産の方法についての基準

三 流通の方法についての基準

4 前項第二号又は第三号に掲げる基準に係る日本農林規格は、生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められる農林物資について制定することができる。

5 （略）

（日本農林規格の制定）

第7条 農林水産大臣は、（中略）農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。

2 前項の規格は、当該規格に係る農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように制定しなければならない。

3・4 (略)

5 農林水産大臣は、第1項の規定により規格を制定しようするときは、あらかじめ審議会等 (中略) の議決を経なければならない。

(日本農林規格の確認、改正及び廃止)

第10条 農林水産大臣は、第7条の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに審議会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があると認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

○ J A S 法施行令 (昭和26年政令第197号) (抄)

(飲食料品及び油脂以外の農林物資)

第1条 法第2条第1項第2号の政令で定める物資は、いぐさ製品、生糸、一般材 (中略) とする。

(審議会等で政令で定めるもの)

第2条 法第7条第5項の審議会等で政令で定めるものは、農林物資規格調査会とする。

○ J A S 法施行規則 (昭和25年農林省令第62号) (抄)

(日本農林規格の制定等に関する計画)

第1条 農林水産大臣は、毎年度、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第7条 (中略) の規定による規格の制定並びに日本農林規格の確認、改正及び廃止 (以下「確認等」と総称する。) に関する計画 (以下「日本農林規格の制定等に関する計画」という。) を作成するものとする。

2 日本農林規格の制定等に関する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 日本農林規格の制定に関する事項
 - イ 制定しようとする日本農林規格の対象となる農林物資の種類及びその趣旨
 - ロ 当該農林物資の品質、生産、取引、使用又は消費の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査（以下「規格調査」という。）に関する事項
 - ハ 当該日本農林規格の制定の原案の作成に関する事項
 - ニ 当該原案に基づいて作成された日本農林規格の制定の案（中略）について広く一般の意見を求める手続に関する事項
 - ホ 農林物資規格調査会の審議に関する事項
- 二 日本農林規格の確認等に関する事項
 - イ 確認等をしようとする日本農林規格の名称
 - ロ 当該確認等をしようとする日本農林規格の規格調査に関する事項
 - ハ 当該日本農林規格の確認等の原案の作成に関する事項
 - ニ 当該原案に基づいて作成された日本農林規格の確認等の案（中略）について広く一般の意見を求める手続に関する事項
 - ホ 農林物資規格調査会の審議に関する事項
- 3 農林水産大臣は、第1項の規定により日本農林規格の制定等に関する計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 4 （略）

（調査実施法人）

- 第2条 農林水産大臣は、次に掲げる要件に該当すると認める法人（以下「調査実施法人」という。）に、規格調査を行わせることができる。
- 一 日本農林規格の制定又は確認等に関する知見を有していること。
 - 二 規格調査に関する知見を有していること。
 - 三 規格調査を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。
 - 四 個人情報 の適正な取扱いの方法その他規格調査の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定していること。
- 2 調査実施法人は、日本農林規格の制定等に関する計画に従つて、規格調査

を行わなければならない。

- 3 調査実施法人は、規格調査が終了した後、速やかに、報告書を作成し、農林水産大臣にこれを提出しなければならない。

(原案作成機関)

第3条 農林水産大臣は、次に掲げる要件に該当すると認める合議体（以下「原案作成機関」という。）に、日本農林規格の制定又は確認等の原案の作成を行わせることができる。

- 一 合議体の構成員が、日本農林規格の制定又は確認等に関する知見を有していること。
 - 二 合議体の構成員の構成が、利害関係を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮されたものであること。
 - 三 合議体の構成員以外の利害関係を有する者にその会議において意見を述べる機会を与えること、当該会議を公開することその他利害関係を有する者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが原案作成機関の会議規則に定められていること。
- 2 原案作成機関は、日本農林規格の制定等に関する計画に従つて、科学的知見に基づき、（中略）日本農林規格の制定又は確認等の原案の作成を行わなければならない。
 - 3 原案作成機関は、日本農林規格の制定又は確認等の原案を作成したときは、速やかに、（中略）農林水産大臣に提出しなければならない。（後略）

(農林物資規格調査会への諮問)

第4条 農林水産大臣は、制定の案又は確認等の案について、広く一般の意見を求める手続を行つた上で、農林物資規格調査会の審議に付すものとする。

- 2 農林水産大臣は、制定の案又は確認等の案について農林物資規格調査会の審議に付すときは、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 日本農林規格の制定等に関する計画に定められた当該制定又は確認等を行うようとする日本農林規格の規格調査の結果
 - 二 前条第3項の規定により提出された会議の報告書
 - 三 前項の規定による広く一般の意見を求める手続の結果
- 3 (略)